

議案第45号

大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和3年6月14日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
大田原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（失職の特例）

第5条 任命権者は、職務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。